

議案第 6 号

富津市森林環境基金条例の制定について

富津市森林環境基金条例を別紙のとおり制定する。

平成31年 2 月22日提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

市が行う森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、条例を制定するものである。

富津市森林環境基金条例

(設置)

第1条 市が行う森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、富津市森林環境基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上し、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。